

### 小規模個人再生による再生計画不認可

#### 令和 3 年（再イ）第 8 9 号

東京都東村山市萩山町 3 丁目 22 番地 28 ホワイ トシノダ 102

再生債務者 岩本 裕二

- 1 主文 本件再生計画を認可しない。
- 2 理由の要旨 令和 3 年 12 月 23 日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法 174 条 2 項 1 号に定める事由がある。

令和 4 年 1 月 14 日

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

### 小規模個人再生による再生手続廃止

#### 令和 3 年（再イ）第 3 6 号

奈良県生駒市ひかりが丘 2 丁目 7 番 8 号

再生債務者 丸本 直志

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237 条 1 項に定める事由がある。

令和 4 年 1 月 13 日

奈良地方裁判所

### 給与所得者等再生による再生手続開始

#### 令和 3 年（再口）第 7 号

静岡県浜松市南区福塚町 351 番地

再生債務者 大石 良信

- 1 決定年月日時 令和 4 年 1 月 14 日午前 10 時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和 4 年 2 月 14 日まで
- 4 一般異議申述期間 令和 4 年 2 月 21 日から令和 4 年 2 月 28 日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

### 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

#### 令和 3 年（再口）第 7 号

鹿児島市宇宿 1-16-2 エクレール二軒茶屋 303 号（住民票上の住所）鹿児島県霧島市国分向花町 12 番 7 号

再生債務者 田代洋二郎

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和 3 年 12 月 23 日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法 241 条 2 項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和 4 年 1 月 28 日まで

令和 4 年 1 月 7 日

鹿児島地方裁判所民事第 3 部再生係

#### 令和 3 年（再口）第 2 号

宮城県大崎市古川狐塚字原嶋 13 番地 12

再生債務者 黒澤 和広

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和 4 年 1 月 12 日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べるができる事項 民事再生法 241 条 2 項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和 4 年 2 月 3 日まで

令和 4 年 1 月 13 日

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

#### 令和 3 年（再口）第 1 号

岐阜県土岐市下石陶史台 4 丁目 8 番地

再生債務者 伊東 清司

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和 4 年 1 月 7 日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べるができる事項 民事再生法 241 条 2 項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和 4 年 2 月 4 日まで

令和 4 年 1 月 14 日

岐阜地方裁判所多治見支部

#### 令和 3 年（再口）第 2 号

福岡県飯塚市楽市 481 番地 2 ボヌール楽市 201 号

再生債務者 小山アリス

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和 4 年 1 月 6 日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法 241 条 2 項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和 4 年 2 月 10 日まで

令和 4 年 1 月 14 日

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

#### 令和 3 年（再口）第 3 号

広島県三原市館町 2 丁目 14 番 1 号

再生債務者 内海 秀美

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和 3 年 12 月 29 日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法 241 条 2 項各号に定める事由
- 3 2 の書面の提出期間 令和 4 年 2 月 14 日まで

令和 4 年 1 月 14 日

広島地方裁判所尾道支部

### 給与所得者等再生による再生計画認可

#### 令和 3 年（再口）第 1 2 号

神戸市兵庫区新開地 5 丁目 2 番 9-503 号

再生債務者 柴垣 千詠

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和 4 年 1 月 4 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和 4 年 1 月 13 日

神戸地方裁判所第 3 民事部個人再生係

#### 令和 2 年（再口）第 5 5 号

大阪府東大阪市瓜生堂 1 丁目 15 番 15 号 308 号（住民票上の住所 大阪府東大阪市岩田町 5 丁目 2 番 18 号）

再生債務者 久枝 千鶴

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和 4 年 1 月 5 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和 4 年 1 月 13 日

大阪地方裁判所第 6 民事部

#### 令和 3 年（再口）第 4 号

埼玉県草加市吉町 3 丁目 6 番 46-106 号

再生債務者 池田 浩明

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和 4 年 1 月 7 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和 4 年 1 月 14 日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

#### 令和 3 年（再口）第 5 号

大津市高砂町 26 番 3 号

再生債務者 合田 洋之

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和 4 年 1 月 11 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和 4 年 1 月 14 日

大津地方裁判所民事部再生係

#### 令和 3 年（再口）第 4 号

岩手県奥州市江刺田原字沢田前 43 番 5 地

再生債務者 佐藤 清光

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和 4 年 1 月 12 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和 4 年 1 月 13 日

盛岡地方裁判所水沢支部

## 会社その他の公告

### 合併公告

左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和 4 年 1 月 24 日

茨城県鹿嶋市中三一二六番地 1

(甲) 特定非営利活動法人あつとホーム

たかまつ 理事長 根本 幸子

茨城県鹿嶋市宮中四六三二番地 1

(乙) 特定非営利活動法人かしま遊休地

活用クラブ 理事長 村田 浩伸

### 合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和 4 年 1 月 24 日

千葉県柏市柏七丁目八番 1 号

(甲) 合同会社 TK PROJECT

代表社員 加藤 誠健

千葉県柏市柏七丁目八番 1 号

(乙) 合同会社 バナナスムッシュ

代表社員 加藤 誠健

### 合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和三年六月十六日

掲載頁 四十四頁(号外第一二六号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和三年七月二日

掲載頁 一五三頁(号外第一四九号)

令和 4 年 1 月 24 日

東京都港区西新橋一丁目一八番六号

(甲) キヤザリングホールディングス株

式会社 代表取締役 戸田 和宏

東京都港区西新橋一丁目一八番六号

(乙) キヤザリング株式会社

代表取締役 戸田 和宏